

松島町建設工事等一般競争入札及び指名競争入札参加心得

(趣旨)

第1 松島町建設工事等の契約に係る競争入札（一般競争入札又は、指名競争入札）に参加する者は、松島町財務規則（昭和59年2月15日規則第5号）及び松島町建設工事執行規則（昭和59年2月15日規則第4号）、松島町建設工事指名競争入札参加資格者資格基準（平成11年4月1日施行）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- 1 入札参加に必要な資格のない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）167条の4第1項に規定に該当する者）及び入札に際して入札者が協定して入札又は、不正行為を行ったと認められる者。
- 2 入札日において、松島町から入札参加資格又は、指名を取り消されている者。
- 3 代理人による入札において、当該入札に関する委任状の提出がない者。
- 4 国又は他の公共機関等との入札に関し、不正・不当（競争入札妨害及び談合）の行為のあった者。
- 5 建設工事入札参加業者等指名停止要領（平成6年松島町告示第65号）に定める措置要件に該当する者。
- 6 入札期日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。
- 7 銀行取引停止となったとき。
- 8 入札者及び代理人（以下「入札者等」という。）が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- 9 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- 10 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - (1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。
- 11 入札参加者等及び下請業者が暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。）であるとき。
- 12 5の規定により同一措置要件で、松島町の指名停止期間と国又は他の公共機関等の指名停止期間が相違する場合は、松島町の指名停止期間の満了により、国又は他の公共機関等の指名停止期間も満了したものとみなす。

(入札等)

- 第3 入札参加者は、この心得、現場説明に係る仕様書、図面等は指定された閲覧会場にて閲覧すること。ただし、写しが必要な場合は、仕様書等を貸し出すので申し出ること。（仕様書等を借りた場合は、必ず当日又は、指定された期日内に返却すること。）
- 2 仕様書等に対し疑義があるないに関わらず、指定された質問回答書により指定された期日までにFAXにて回答すること。
 - 3 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。
 - 4 入札参加者は、第2第1項に掲げる者を入札代理人とする事はできない。
 - 5 入札書は、建設工事執行規則第14条第1項に定める様式により作成し、入札者の氏名及び工事名を表記し、入札公告若しくは指名通知書に示した時刻又は、入札執行者が指示する時刻までに入札会場に入室しなければならない。
 - 6 入札参加者は、落札時に使用する認印を持参しなければならない。
 - 7 入札参加者は、入札書に記載した金額の工事費内訳書（以下同じ。）を入札会場内に持参し、入札執行者が要求した場合は、提出しなければならない。
なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするものであること。
 - 8 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
 - 9 令第167条の10第1項の規定により低入札を調査するための調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設ける場合がある。
 - 10 調査基準価格を下回った入札が行われたときは、入札を保留し、調査の上、後日落札者を決定する場合がある。
 - 11 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - 12 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取等の調査に応じなければならない。

（再度入札）

第4 入札1件に係る再度入札は、1回までとする。すなわち、1回目の入札を含め、合計2回までとする。

なお、予定価格が事前公表されている場合は、再度入札は行わないものとする。

（入札の無効）

第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札書に金額を明記せず又は、誤字、脱字、汚染、塗抹、訂正等により必要事項が確認できないもの。（金額訂正は認めない。）
- 2 同一人が同時に金額の異なる2通以上の入札を行ったとき。
- 3 記名押印及び訂正印を欠く入札
- 4 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札
- 5 委任者名を併記しない代理人のした入札

- 6 その他入札に関する条件に違反した入札
- 7 入札に関し、不正の行為があった者の入札

(随意契約)

第6 入札執行者が定める入札において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約の折衝を行うことがある。

(入札の辞退)

第7 入札者及び代理人（以下「入札者等」という。）は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を当該工事等発注課（以下「担当課」という。）に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8 入札参加者は、私的独占の禁止及び更正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期)

第9 入札執行者は、天災、事変その他やむを得ない事情が生じたときは、工事（業務）の入札を延期し、若しくは中止することができる。

2 執行者は、入札が適正に行われぬ恐れがあると認めるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(失格)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札を行った者及び正当な理由が無く所定の時刻までに入札を行わない者は失格とする。

- 1 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満の価格での入札
- 2 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超えた価格での入札

- 3 指名通知書又は入札執行者が指示した事項及び入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

- 第11 入札執行者は、落札者又は随意契約の相手側を決定したときは、その旨を宣言するものとする。
- 2 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 3 前項の規定に関わらず、最低制限価格を設けた工事にあつては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
 - 5 落札者は、確認のため入札書又は見積書に認印するものとする。
 - 6 調査基準価格を設けた工事にあつては、最低の入札価格が当該調査基準価格を下回る場合は、入札を保留し、松島町契約事務審査委員会において審議の上、落札者を決定するものとする。

(契約書等の提出)

- 第12 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること。
- 2 落札者は、落札の日から7日以内に町長と別に定める様式で契約書を取り交わし、更に契約の日から10日以内に工事工程表、工事着手届、現場代理人届 等を提出すること。
- ただし、請負契約予定金額（予定価格）が5千万円以上の場合は、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となるので留意のこと。
- また、契約において、国及び公共機関等との入札参加資格、指名を取り消されている者、一定の不正・不当の行為があった者と判明した時は、契約締結できないものとする。

(異議の申立て)

- 第13 入札後この心得、仕様書、図面等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、その他入札及び契約の事務手続等の過程における異議・不服等については、申立てできるものとする。
- なお、申立ての方法その他手続きについては、「松島町入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領（平成20年松島町訓令第8号）」によるものとする。

附 則

この心得は、平成26年4月1日以降の入札から適用する。